

第11回 肝炎対策協議会 次第

日時：平成27年3月13日(金) 14時～
場所：兵庫県民会館 304

1 開 会

2 議 事

- (1) 肝疾患専門医療機関・協力医療機関の基準と更新について (資料1)
- (2) 健康サポート手帳の改訂について (資料2)

3 報 告

- (1) 肝炎治療費助成の状況について (資料3)
- (2) 肝炎治療費助成申請に係る診断書を記載する医師について (資料4)
- (3) 肝炎ウイルス検査の実施状況について (資料5)
- (4) 市町等保健指導担当者研修について (資料6)
- (5) 肝炎対策に係る平成26年度当初予算(案)について (資料7)
- (6) 肝疾患相談センターの相談実績について (資料8)
- (7) 講演会等の開催実績について (資料9)
- (8) 肝炎ウイルス陽性者にかかる初回精密検査費用の助成について (資料10)

4 閉 会

【資料】

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料1 | 肝疾患専門医療機関・協力医療機関の更新について |
| 資料2 | 健康サポート手帳の改訂について |
| 資料3 | 肝炎治療費助成の状況 |
| 資料4 | 肝炎治療費助成申請に係る診断書を記載する医師について |
| 資料5 | 肝炎ウイルス検査の実施状況 |
| 資料6 | 市町等保健指導担当者研修について |
| 資料7 | 肝炎対策に係る平成27年度当初予算(案)について |
| 資料8 | 肝疾患相談センター相談実績 |
| 資料9 | 平成26年度講演会等開催実績 |
| 資料10 | 肝炎ウイルス陽性者にかかる初回精密検査費用の助成について |
- 山本委員提出資料
- | | |
|-------|----------------|
| 参考資料1 | がん死亡率(肝及び肝内胆管) |
| 参考資料2 | 肝炎対策協議会設置要綱 |

第11回 肝炎対策協議会 出席者名簿

日時：平成27年3月13日(金) 14:00
場所：兵庫県民会館 304 会議室

1 委員 (敬称略、五十音順)

氏名	役職等	出席
足立 光平	兵庫県医師会副会長	出席
奥新 浩晃	姫路赤十字病院第二内科部長	出席
奥野 忠雄	奥野消化器内科クリニック理事長・院長	出席
金 守良 (谷口 美幸)	兵庫県民間病院協会 代表(神戸朝日病院 院長) (神戸朝日病院医療情報部長)	代理 出席
具 英成 (福本 巧)	神戸大学大学院医学研究科外科学講座 肝胆膵外科学分野教授 (神戸大学大学院医学研究科外科学講座 肝胆膵外科学分野准教授)	代理 出席
瀬尾 靖	せおクリニック内科眼科院長	出席
田中 由紀子 (西山 順子)	神戸市保健福祉局担当部長 (健康増進担当) (神戸市保健福祉局健康部健康づくり支援課 保健事業係長)	代理 出席
近澤 八重子	全国健康保険協会兵庫支部保健グループ長	欠席
中野 悦子 (安部 陽子)	兵庫県看護協会第一副会長 (兵庫県看護協会常務理事)	代理 出席
西口 修平	兵庫医科大学副学長	出席
萩原 秀紀	関西労災病院消化器内科部長	欠席
山本 宗男	肝炎友の会兵庫支部会長	出席

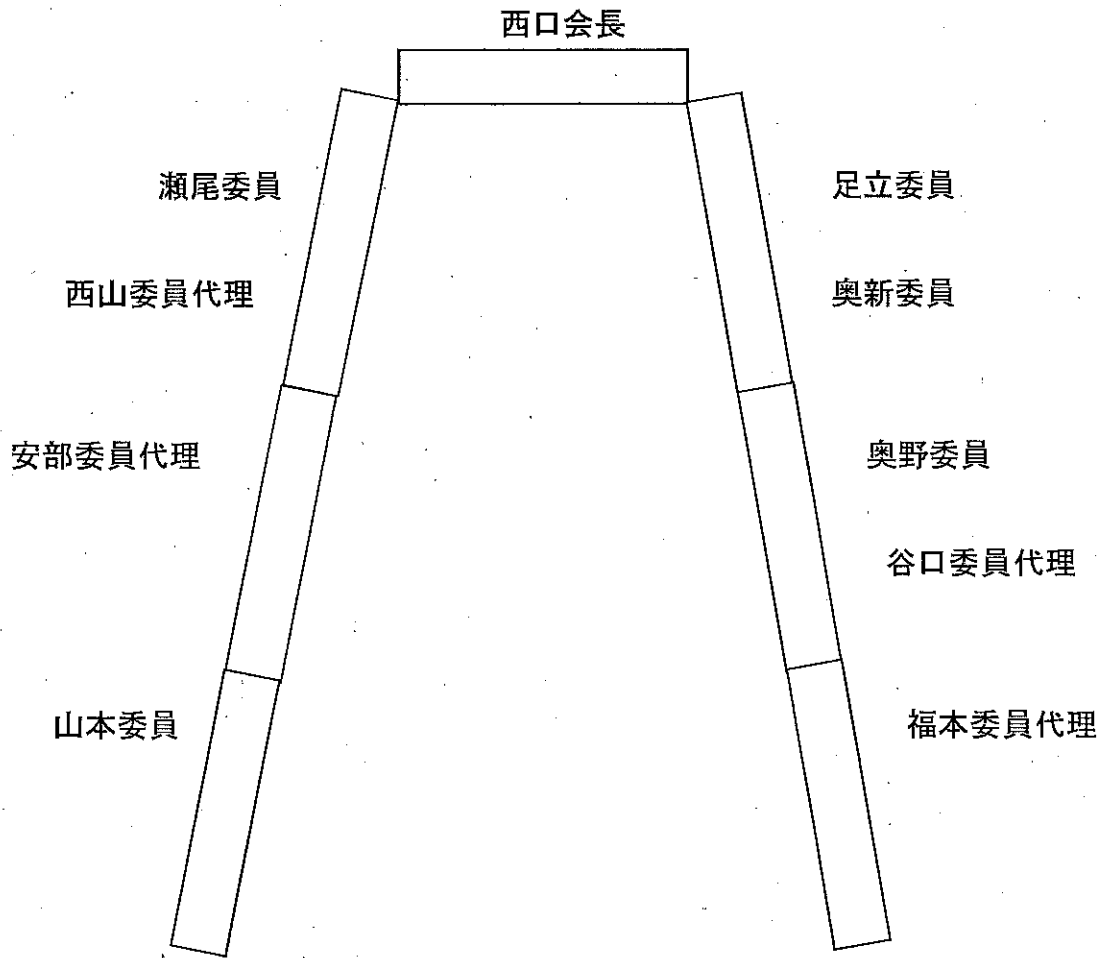
2 事務局

氏名	役職等
味木 和喜子	健康福祉部参事兼健康局疾病対策課長
稲岡 由美子	健康福祉部健康局健康増進課健康政策班主幹
牛尾 敏明	健康福祉部健康局疾病対策課がん・難病対策班主幹
丸川 陽平	健康福祉部健康局疾病対策課がん・難病対策班主任

第11回 肝炎対策協議会 配席図

日時:平成27年3月13日(金)14:00

場所:兵庫県民会館304会議室



	事務局	
--	-----	--

丸川主任 味木参事 稲岡主幹 牛尾主幹

	傍聴席	
--	-----	--

肝疾患専門医療機関・協力医療機関の更新について

1 専門医療機関の要件を充足した協力医療機関

要件	現況	圏域	医療機関名
前年度のインターフェロン治療症例数が10例以上あること	12例	阪神北	三田市民病院

2 専門医療機関の要件が不足した医療機関

要件	現況	圏域	医療機関名
肝臓専門医が常勤で在籍していること	不在	阪神南	県立塚口病院
前年度のインターフェロン治療症例数が10例以上あること	7例	神戸	甲南病院
	6例	阪神南	笹生病院
	5例	東播磨	県立がんセンター
	5例	北播磨	加東市民病院
	9例	中播磨	網島会厚生病院
	2例	丹波	兵庫医科大学ささやま医療センター

3 暫定専門医療機関の状況

要件	現況	圏域	医療機関名
肝臓専門医が常勤で在籍していること	不在	但馬	公立豊岡病院

H26肝疾患専門医療機関・協力医療機関の更新状況(現況調査結果反映後) (案)

圏域	区分	現行	更新後	備考
神戸	専門	神戸大学医学部附属病院	神戸大学医学部付属病院	
		神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市立医療センター中央市民病院	
		神戸労災病院	神戸労災病院	
		神鋼病院	神鋼病院	
		甲南病院	甲南病院	引き続き専門医療機関とする
		六甲アイランド甲南病院	六甲アイランド甲南病院	
		川崎病院	川崎病院	
		神戸朝日病院	神戸朝日病院	
		神戸市立医療センター西市民病院	神戸市立医療センター西市民病院	
		神戸医療センター	神戸医療センター	
		社会保険神戸中央病院	社会保険神戸中央病院	
		済生会兵庫県病院	済生会兵庫県病院	
		神戸掖済会病院	神戸掖済会病院	
		西神戸医療センター	西神戸医療センター	
	協力	神戸赤十字病院	神戸赤十字病院	
		昭生病院	昭生病院	
		六甲病院	六甲病院	
		神戸海星病院	神戸海星病院	
		神戸百年記念病院	神戸百年記念病院	
		新須磨病院	新須磨病院	
		神戸アドベンチスト病院	神戸アドベンチスト病院	
みどり病院		みどり病院		
阪神南	専門	関西労災病院	関西労災病院	
		県立尼崎病院	県立尼崎病院	
		県立塚口病院	県立塚口病院	引き続き専門医療機関とする
		兵庫医科大学病院	兵庫医科大学病院	
		県立西宮病院	県立西宮病院	
		明和病院	明和病院	
		西宮市立中央病院	西宮市立中央病院	
		笹生病院	笹生病院	引き続き専門医療機関とする
		市立芦屋病院	市立芦屋病院	
	協力	尼崎医療生協病院	尼崎医療生協病院	

圏域	区分	現行	更新後	備考
阪神北	専門	市立伊丹病院	市立伊丹病院	
		近畿中央病院	近畿中央病院	
		宝塚市立病院	宝塚市立病院	
			三田市民病院	協力医療機関から変更
	協力	兵庫中央病院	兵庫中央病院	
			三田市民病院	専門医療機関に変更
協立病院		協立病院		
東播磨	専門	県立がんセンター	県立がんセンター	引き続き専門医療機関とする
		明石市立市民病院	明石市立市民病院	
		県立加古川医療センター	県立加古川医療センター	
	協力	明舞中央病院	明舞中央病院	
		加古川西市民病院	加古川西市民病院	
		磯病院	磯病院	
		高砂市民病院	高砂市民病院	
北播磨	専門	市立加西病院	市立加西病院	
		加東市民病院	加東市民病院	引き続き専門医療機関とする
	協力	三木山陽病院	三木山陽病院	
		北播磨総合医療センター	北播磨総合医療センター	
		市立西脇病院	市立西脇病院	
中播磨	専門	姫路赤十字病院	姫路赤十字病院	
		綱島会厚生病院	綱島会厚生病院	引き続き専門医療機関とする
		製鉄記念広畑病院	製鉄記念広畑病院	
	協力	姫路聖マリア病院	姫路聖マリア病院	
西播磨	専門	赤穂市民病院	赤穂市民病院	
		公立宍粟総合病院	公立宍粟総合病院	
	協力	IHI播磨病院	IHI播磨病院	
但馬	専門	公立豊岡病院(暫定)	公立豊岡病院(暫定)	引き続き専門医療機関とする
	協力	公立八鹿病院	公立八鹿病院	
丹波	専門	兵庫医科大学ささやま医療センター	兵庫医科大学ささやま医療センター	引き続き専門医療機関とする
	協力	県立柏原病院	県立柏原病院	
淡路	専門	県立淡路医療センター	県立淡路医療センター	

施設数	専門	39	40
	協力	23	22
	計	62	62

肝疾患専門医療機関・協力医療機関の選定基準（案）

肝疾患専門医療機関の要件：下記が全て◎であること

肝疾患協力医療機関の要件：下記が◎または○であること

- ◎：日本肝臓学会専門医が常勤で在籍していること
○：日本肝臓学会専門医、日本消化器病学会専門医、日本消化器外科学会専門医のいずれかが常勤で在籍していること

改正案

- ◎：インターフェロン治療を含めた抗ウイルス治療導入の累積症例数が100例以上、かつ前年度のインターフェロン治療を含めた抗ウイルス治療症例数が10例以上あること
○：インターフェロン治療を含めた抗ウイルス治療導入の累積症例数が20例以上あること

現行

- ◎：インターフェロン治療導入の累積症例数が100例以上、かつ前年度のインターフェロン治療症例数が10例以上あること
○：インターフェロン治療導入の累積症例数が20例以上あること
- ◎：腹部超音波検査の院内実施が可能であること
- ◎：CT検査、MRI検査のいずれかを院内実施可能であること
○：他施設との連携も含め、CT検査、MRI検査のいずれかを実施可能であること
- ◎：肝生検を院内実施可能であること
○：他施設との連携も含め、肝生検を実施可能であること
- ◎：肝がんの治療（RFA、TAE、肝切除、肝動注化学療法）のいずれかを院内実施可能であること
○：他施設との連携も含め、肝がん治療（RFA、TAE、肝切除、肝動注化学療法）のいずれかを実施可能であること
- ◎：以下の協力義務に対応すること
 - 肝炎対策協議会が実施する追跡調査に協力すること
 - 兵庫県がん登録に協力すること
 - 肝疾患診療連携拠点病院が開催する医師を対象とした講演会に、年1回以上参加すること

※ 更新に際しては、上記基準の充足状況や、地域における役割等を踏まえて選定する。

健康サポート手帳の改訂について

○最近の治療薬の変遷

時期	治療薬に関するトピック	健康サポート手帳 (2014年版)
平成 23 年 11 月 28 日	テラプレビル発売 (3 剤併用)	記載済み
平成 25 年 12 月 6 日	シメプレビル発売 (3 剤併用)	記載済み
平成 26 年 9 月 2 日	ダクラタスビル、アスナプレビル 発売 (インターフェロンフリー)	未記載
平成 26 年 11 月 25 日	バニプレビル発売	未記載

肝炎治療費助成の状況

(参考) 全国の状況 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
インターフェロン	43,536	26,594	28,797	16,171	13,654	9,243	137,995
3剤併用法(アラブドール)	-	-	-	1,550	6,890	1,842	10,282
3剤併用法(シメグレビル)	-	-	-	-	-	6,673	6,673
核酸アナログ製剤	-	-	38,038	11,916	10,971	10,108	71,033
計	43,536	26,594	66,835	29,637	31,515	27,866	225,983

【参考】 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
インターフェロン	2,182	1,299	1,512	859	679	431	6,962
3剤併用法(アラブドール)	-	-	26	227	227	91	344
3剤併用法(シメグレビル)	-	-	-	-	-	338	338
3剤併用法(ソメグレビル)	-	-	-	-	-	-	1
インターフェロンフリー	-	-	-	-	-	-	264
核酸アナログ製剤	-	1,918	651	535	578	3,682	465
計	2,182	1,299	3,430	1,536	1,441	1,438	11,326

<年齢別> 25年度

インターフェロン		3剤併用法(アラブドール)		3剤併用法(シメグレビル)		核酸アナログ製剤		
人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
~20代	28	6.5%	4	0.0%	4	1%	4	0.7%
20代	80	18.6%	9	2.7%	9	2.8%	40	7.4%
30代	76	17.6%	25	7.4%	26	8.0%	132	26.1%
40代	89	20.6%	55	16.3%	45	13.7%	261	51.2%
50代	96	22.3%	55	16.3%	55	16.3%	305	60.2%
60代	62	14.4%	27	7.9%	27	8.0%	482	96.4%
70代	62	14.4%	23	6.9%	23	7.0%	218	43.6%
合計	431	100%	338	100%	338	100%	1,438	100%

<疾病別> 25年度

区分	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
慢性肝炎(B型)	92	21.3%	-	0%	488	84.4%	580	40.3%
慢性肝炎(C型)	325	75.4%	338	100%	-	0%	754	52.4%
代償性肝硬変(C型)	14	3.2%	-	0%	-	0%	14	1.0%
代償性肝硬変(B型)	-	0%	-	0%	75	13.0%	75	5.2%
非代償性肝硬変(B型)	-	0%	-	0%	15	2.6%	15	1%
合計	431	100%	338	100%	578	100%	1,438	100%

<自己負担額区分別> 25年度

区分	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
J(1万円)	383	88.9%	74	81.3%	289	85.5%	468	81.0%
K(2万円)	48	11.1%	17	18.7%	49	14.5%	110	19.0%
合計	431	100%	91	100%	338	100%	578	100%

<地域別> [インターフェロン] 25年度

保健所	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
神戸	113	26.2%	33	33%	18	18%	18	18%
阪神南	91	21.1%	20	20%	15	15%	15	15%
尼崎市	54	12.5%	13	13%	3	3%	3	3%
西宮市	30	7.0%	54	54%	29	29%	29	29%
芦屋	7	1.6%	53	53%	28	28%	28	28%
阪神北	50	11.6%	1	1%	1	1%	1	1%
伊丹	26	6.0%	9	9%	4	4%	4	4%
宝塚	24	5.6%	5	5%	-	-	-	-
東播磨	48	11.1%	4	4%	6	6%	6	6%
加古川	41	9.5%	6	6%	3	3%	3	3%
明石	7	1.6%	6	6%	2	2%	2	2%
北播磨	18	4.2%	9	9%	2	2%	2	2%
加東	18	4.2%	9	9%	2	2%	2	2%
計	431	100%	431	100%	91	100%	91	100%

<地域別> [3剤併用法(アラブドール)] 25年度

保健所	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
神戸	18	5.3%	10	10%	8	8%	8	8%
阪神南	10	2.9%	8	8%	3	3%	3	3%
尼崎市	8	2.4%	1	1%	1	1%	1	1%
西宮市	1	0.3%	1	1%	1	1%	1	1%
芦屋	1	0.3%	1	1%	1	1%	1	1%
阪神北	8	2.4%	4	4%	4	4%	4	4%
伊丹	4	1.2%	6	6%	3	3%	3	3%
宝塚	4	1.2%	3	3%	3	3%	3	3%
東播磨	4	1.2%	3	3%	2	2%	2	2%
加古川	3	0.9%	3	3%	2	2%	2	2%
明石	3	0.9%	2	2%	2	2%	2	2%
北播磨	2	0.6%	2	2%	2	2%	2	2%
加東	2	0.6%	2	2%	2	2%	2	2%
計	91	100%	91	100%	91	100%	91	100%

<地域別> [3剤併用法(シメグレビル)] 25年度

保健所	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
神戸	76	22.7%	67	20.1%	48	14.6%	48	14.6%
阪神南	67	20.1%	48	14.6%	15	4.6%	15	4.6%
尼崎市	48	14.6%	15	4.6%	4	1.2%	4	1.2%
西宮市	15	4.6%	4	1.2%	71	21.6%	71	21.6%
芦屋	4	1.2%	71	21.6%	45	13.7%	45	13.7%
阪神北	45	13.7%	26	7.8%	38	11.5%	38	11.5%
伊丹	26	7.8%	38	11.5%	27	8.2%	27	8.2%
宝塚	38	11.5%	27	8.2%	11	3.4%	11	3.4%
東播磨	27	8.2%	11	3.4%	12	3.7%	12	3.7%
加古川	11	3.4%	12	3.7%	12	3.7%	12	3.7%
明石	12	3.7%	12	3.7%	12	3.7%	12	3.7%
北播磨	12	3.7%	12	3.7%	12	3.7%	12	3.7%
加東	12	3.7%	12	3.7%	12	3.7%	12	3.7%
計	338	100%	338	100%	338	100%	338	100%

<地域別> [核酸アナログ製剤] 25年度

保健所	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
神戸	170	23.9%	116	16.2%	54	7.5%	54	7.5%
阪神南	116	16.2%	54	7.5%	57	7.9%	57	7.9%
尼崎市	54	7.5%	57	7.9%	5	0.7%	5	0.7%
西宮市	57	7.9%	5	0.7%	85	11.8%	85	11.8%
芦屋	5	0.7%	85	11.8%	57	7.9%	57	7.9%
阪神北	85	11.8%	57	7.9%	28	3.9%	28	3.9%
伊丹	57	7.9%	28	3.9%	62	8.6%	62	8.6%
宝塚	28	3.9%	62	8.6%	31	4.3%	31	4.3%
東播磨	62	8.6%	31	4.3%	19	2.6%	19	2.6%
加古川	31	4.3%	19	2.6%	14	1.9%	14	1.9%
明石	19	2.6%	14	1.9%	19	2.6%	19	2.6%
北播磨	14	1.9%	19	2.6%	19	2.6%	19	2.6%
加東	19	2.6%	19	2.6%	19	2.6%	19	2.6%
計	578	100%	578	100%	578	100%	578	100%

肝炎治療費助成申請に係る診断書を記載する医師について

1 診断書を記載する医師の要件

下記の要件を満たし、県に登録した医師

【新規登録の要件】

次のすべての要件を満たすこと。

- 1 医師免許取得後5年以上であること
- 2 直近1年以内に、病診連携を含めてウイルス性肝疾患に対する抗ウイルス治療に携わっていること。
- 3 兵庫県肝疾患診療連携拠点病院の実施する医師の要件に該当すると県が指定した研修会に、直近1年以内に1回以上参加していること。
- 4 以下の協力義務に対応すること
 - (1) 国・県が実施する肝炎対策事業（治療結果報告等）に協力すること
 - (2) 県の広報（ホームページ等）への公表を承諾すること
 - (3) 県・拠点病院からの肝炎に関する情報を受信し、把握共有すること
 - (4) 肝炎患者への診療、説明、医療費助成手続きに関しては、遅滞なく行うこと

※ 肝臓専門医については要件を満たすものとし、登録申請は不要。

2 県が指定する研修（平成26年度）

- (1) 平成26年度第1回兵庫肝疾患診療連携フォーラム
平成26年6月19日（木） ラッセホール（神戸市）
- (2) 平成26年度第2回兵庫肝疾患診療連携フォーラム
平成26年8月2日（土） ホテルホップインアミニング（尼崎市）
- (3) 平成26年度第3回兵庫肝疾患診療連携フォーラム
平成26年11月16日（日） じばさんびる（姫路市）
- (4) 平成26年度第3回兵庫肝疾患診療連携フォーラム
平成27年2月1日（日） ラッセホール（神戸市）

3 登録状況

登録者数 (H27.2.17現在)

地域	人数
神戸	164
阪神南	65
阪神北	35
東播磨	57
北播磨	30
中播磨	43
西播磨	17
但馬	9
丹波	5
淡路	13
県外	4
計	442

(参考)

所属医療機関数 234

肝炎ウイルス検査の実施状況

1 市町検査（健康増進事業）

実施状況 別表のとおり

2 保健所無料検査（特定感染症検査等事業）実施状況

市町村名	B型				C型			
	受診者数		陽性者数		受診者数		陽性者数	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
兵庫県	470	563	4	6	484	566	1	0
神戸市	694	1,396	11	7	651	-	4	-
姫路市	25	22	2	1	25	22	1	0
尼崎市	410	356	7	2	410	356	1	1
西宮市	95	96	0	3	94	95	1	1
計	1,694	2,433	24	19	1,664	1,039	8	2

3 医療機関無料検査（肝炎ウイルス検査事業）実施状況

市町村名	B型				C型			
	受診者数		陽性者数		受診者数		陽性者数	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
兵庫県	1,414	1,528	5	5	1,420	1,534	6	9
神戸市	316	957	11	12	316	957	3	7
姫路市	2	7	0	0	2	7	0	0
尼崎市	14	6	0	0	14	6	0	0
西宮市	11	8	0	0	11	8	0	0
計	1,757	2,506	16	17	1,763	2,512	9	16

		受診者	陽性者
兵庫県	B型	795	6
26年度(11月末)	C型	794	3

市町肝炎ウイルス検査(健康増進事業)実施状況

(「厚労省:平成25年度健康増進事業における肝炎ウイルス検診等の実績」より)

健康増進課(H27.3.9現在)

○:実施予定あり △:検診中

市町名	B型				C型				個別勧奨実施状況		
	受診者数		陽性者数		受診者数		陽性者数		26年度	27年度	
	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	実施状況	対象年齢	実施予定
神戸市	9,076	9,628	77	69	9,076	9,628	45	26	なし		
姫路市	1,210	739	10	9	1,210	739	9	4	○	40~74	○
尼崎市	7,110	7,168	71	47	7,110	7,168	78	39	○	40~上限なし	○
明石市	2,456	7,954	18	74	2,467	7,990	32	18	○	40~上限なし	○
西宮市	8,279	8,746	58	55	8,279	8,746	26	24	○	40~65	○
洲本市	563	273	5	4	563	273	0	0	○	40~60	○
芦屋市	1,034	1,572	7	11	1,034	1,573	2	3	○	40~70	○
伊丹市	700	562	8	4	700	562	11	5	なし		○
相生市	335	421	1	5	335	421	1	3	○	40~上限なし	○
豊岡市	125	1,247	0	2	125	1,247	0	0	○	40~60	○
加古川市	2,976	2,667	22	18	2,976	2,667	4	4	○	40~60	○
たつの市	1,026	2,080	7	30	1,026	2,080	16	54	○	40~71	○
赤穂市	895	829	10	5	895	829	2	2	○	40~70	○
西脇市	1,059	964	11	3	1,059	964	0	3	○	40~70	○
宝塚市	4,196	4,477	23	49	4,196	4,477	17	17	○	40~65	○
三木市	1,680	3,280	7	30	1,680	3,280	6	16	○	40~65	○
高砂市	1,456	1,517	5	9	1,456	1,517	4	2	○	40~71	○
川西市	1,895	1,781	27	20	1,895	1,781	28	12	なし		△
小野市	1,439	1,036	9	1	1,439	1,036	2	1	○	40~70	○
三田市	230	190	2	1	230	190	1	0	なし		○
加西市	403	505	3	2	403	505	1	0	○	40~70	○
篠山市	282	274	2	0	282	274	2	1	なし		○
養父市	487	450	3	4	487	450	1	0	○	40~71	○
丹波市	287	323	4	6	287	323	4	1	○	40~60	○
南あわじ市	716	851	4	14	716	851	9	5	○	40~60	○
朝来市	573	585	3	0	573	585	0	1	○	40~70	○
淡路市	133	130	4	1	133	130	1	0	○	40~60	○
宍粟市	110	150	1	1	110	150	0	0	○	40~70	○
加東市	1,061	1,154	2	3	1,061	1,154	4	4	○	40~上限なし	○
猪名川町	494	566	3	3	494	566	4	2	○	40~上限なし	○
多可町	420	259	2	0	420	259	0	0	○	40~70	○
稲美町	429	458	2	2	429	458	0	0	○	40~60	○
播磨町	382	345	4	3	382	345	2	3	○	40~60	○
神河町	93	66	1	1	93	66	0	0	○	40~61	○
市川町	74	109	0	1	74	109	1	1	○	40~上限なし	○
福崎町	313	307	0	3	313	307	0	0	○	40~61	○
太子町	504	573	4	1	504	573	3	3	○	40~70	○
上郡町	244	161	3	1	244	161	0	0	○	40~70	○
佐用町	65	51	0	0	65	51	0	1	○	40~70	○
香美町	234	499	2	1	234	499	4	6	○	40~70	○
新温泉町	176	244	3	1	176	244	0	1	○	40~70	○
計	55,220	65,191	428	494	55,231	65,228	320	262	36	0	39 (実施予定)
											1 (検診中)

※ 市町独自検査を含む

※ 神戸市はこれまで無料で検診実施

市町肝炎ウイルス検査受診率(平成25年度実績)

健康増進課(H27.3.9現在)

市町名	肝炎ウイルス			
	40歳人口	受診者数	受診率	順位
三木市	1,163	3,280	282.02%	1
香美町	201	499	248.25%	2
加東市	601	1,154	192.01%	3
たつの市	1,197	2,080	173.76%	4
西脇市	589	964	163.66%	5
明石市	5,039	7,990	158.56%	6
養父市	294	450	153.06%	7
朝来市	393	585	148.85%	8
新温泉町	165	244	147.87%	9
南あわじ市	658	851	129.33%	10
小野市	827	1,036	125.27%	11
猪名川町	492	566	115.04%	12
赤穂市	729	829	113.71%	13
福崎町	273	307	112.45%	14
宝塚市	4,218	4,477	106.14%	15
豊岡市	1,195	1,247	104.35%	16
高砂市	1,467	1,517	103.40%	17
相生市	421	421	100.00%	18
西宮市	8,839	8,746	98.94%	19
稲美町	472	458	97.03%	20
尼崎市	7,939	7,168	90.28%	21
上郡町	185	161	87.02%	22
太子町	676	573	84.76%	23
多可町	313	259	82.74%	24
加西市	629	505	80.28%	25
市川町	146	109	74.65%	26
川西市	2,733	1,781	65.16%	27
加古川市	4,388	2,667	60.77%	28
播磨町	596	345	57.88%	29
篠山市	489	274	56.03%	30
神河町	144	66	45.83%	31
洲本市	643	273	42.45%	32
神戸市	25,107	9,628	38.34%	33
丹波市	873	323	36.99%	34
宍粟市	516	150	29.06%	35
佐用町	189	51	26.98%	36
淡路市	555	130	23.42%	37
伊丹市	3,656	562	15.37%	38
三田市	1,534	190	12.38%	39
姫路市	8,888	739	8.31%	40
芦屋市	58,549	1,573	2.68%	41
計	99,867	13,346	13.36%	

※「40歳人口」とは、住民基本台帳(平成25年3月31日現在)及び外国人登録原票(平成25年3月31日現在)に基づく40歳の人口又は、各市町で把握している対象人口をいう。

※肝炎ウイルス検査の受診率の算定について

- ・累積受診率は各市町の過去データが一部入手できないため、市町間の比較に使用できない。
- ・国から算定式の提示がないため、県独自で、単年度の市町の受診率を次の式により算出し、市町の実施状況を比較する。

<算定式>

$$\frac{40歳受診者実績(40歳以外で受診した者も含む)}{40歳人口} \times 100$$

市町肝炎ウイルス検査後のフォローアップについて

1 陽性者に対する保健指導等の状況について（県合計：平成 25 年度）

B 型

受診者	陽性	保健 指導	手帳 配布	精検 受診	診断（精検受診者の内訳）						
					肝炎 発症なし	発症なし (ALT 異常)	慢性 肝炎	肝 硬変	肝 がん	その 他	不明
57,293	418	178	125	145	77	5	37	0	0	6	20
					治療（慢性肝炎の内訳）						
					抗ウイルス治療予定		肝庇護療法予定		経過 観察	その 他	不明
					あり	なし	あり	なし			
					4	0	2	0	24	3	4

C 型

受診者	陽性	保健 指導	手帳 配布	精検 受診	診断（精検受診者の内訳）						
					肝炎 発症なし	発症なし (ALT 異常)	慢性 肝炎	肝 硬変	肝 がん	その 他	不明
57,273	211	83	60	86	16	1	50	1	1	4	13
					治療（慢性肝炎の内訳）						
					抗ウイルス治療予定		肝庇護療法予定		経過 観察	その 他	不明
					あり	なし	あり	なし			
					4	0	3	0	26	12	5

※「精検受診」は、市町が確認できた方の人数。

市町等保健指導担当者研修について

1 開催日

平成26年10月31日(金) 14:15～

2 開催場所

兵庫医科大学 3号館1階 3-2講義室

3 プログラム

時 間	内 容	講 師
14:15～14:30	県の肝炎対策について	兵庫県疾病対策課
14:30～15:30	B型肝炎について	兵庫医科大学 齋藤正紀 講師
15:30～15:45	休憩	
15:45～16:45	C型肝炎について	兵庫医科大学 榎本平之 講師
16:45～17:45	肝硬変、肝がんについて	兵庫医科大学 田中弘教 講師

参加者アンケート結果 (57人)

(人)

	十分理解 できた	理解 できた	あまり 理解でき なかった	ほとんど 理解でき なかった
県の肝炎対策について	16	39	2	0
B型肝炎について(*)	17	37	3	0
C型肝炎について	7	31	12	6
肝硬変、肝がんについて	7	39	2	2

※一部未記入等のため合計人数が合わない

4 参加者

市町及び県健康福祉事務所の保健指導担当者、肝疾患専門・協力医療機関のMSW等
計 60人

(市町 25人、健康福祉事務所 6人、医療機関 22人、健康保険組合等 7人)

5 平成27年度の予定

開催回数 1回

対 象 者 市町及び県健康福祉事務所の保健指導担当者
健康保険組合等に所属する保健指導担当者
肝疾患専門医療機関の相談員等

6 市町等保健指導担当者等研修会参加後の感想について（参加者自由記述：一部抜粋）

- ・医療機関に受診されない方が多いので、C型肝炎の治療につなげる以前の関わり方もやって欲しい。
- ・B型肝炎はウイルスを完全に排除することはできないという話を聞いて、「治る」という表現についての捉え方が変わった。
- ・肝がんについては細かいスクリーニングが重要だとわかった。
- ・明確な診断方法まで教えていただいたのでどの検査項目を見ればよいかよくわかった。
- ・患者と接するうえで、医師の診療方針を踏まえてどこにポイントを置いて病気への不安や心配に対して相談に乗れば良いかがわかった。
- ・最新の治療内容が聞けて良かったが、短時間では理解が難しかった。治療症例を多く入れていただくと理解が進む面もあると思う。
- ・肝炎ウイルス検査をしても精密検査未受診、治療中断者があるので、フォローに努めたいという気持ちを強くした。
- ・肝炎でもB型やC型など分類され、症状の進行や治療法、感染経路や原因も様々であることが再確認できた。
- ・治療法の情報提供や支援だけでなく、予防的な視点でも関わっていくことが大切と改めて感じた。
- ・正しい知識を一人でも多くの患者や住民に周知していきたい。
- ・市町の保健師としては、肝炎ウイルス検診後陽性者に対する受診勧奨が大きな役割です。ウイルスマーカの見方や今後患者が迎えられるであろう課程を知ることができて良かった。
- ・肝炎ウイルス検診後の「精密検査」の部分とその先あたりのことももっと詳しくやって欲しい。

市町等保健指導担当者研修参加状況

市町	23年度	24年度	25年度	26年度
神戸市	31	11	5	4
尼崎市	2	2	1	1
西宮市	12	10	3	3
芦屋市	2	1	1	1
伊丹市	1		1	1
宝塚市	3	4	1	
川西市	5	1	1	
三田市		1	1	1
猪名川町				
明石市				
加古川市	2	1	1	
高砂市		1	1	1
稲美町		1	1	
播磨町	2			
西脇市	1		1	1
三木市	1	2		1
小野市				
加西市	1	1	1	1
加東市	1		1	
多可町	2			1
姫路市	2	1		
神河町			1	
市川町	1			
福崎町				
相生市		1	1	
たつの市	2	1	1	1
赤穂市	1			2
宍粟市		1		
太子町		1		
上郡町	1	1	1	
佐用町	1		1	1
豊岡市				
養父市	1			
朝来市				1
香美町				
新温泉町				
篠山市				1
丹波市		1		2
洲本市				
南あわじ市	1	1		1
淡路市	1			
計	23市町 77人	20市町 44人	19市町 25人	18市町 25人

健福	23年度	24年度	25年度	26年度
芦屋			1	
宝塚	2	2	2	
伊丹	1	1	2	
明石	1			
加古川	1	2	1	1
加東	1	2	1	1
中播磨	1	1		
龍野	2	2	1	
赤穂	1			1
豊岡	1	1	1	1
朝来	1	1	1	
丹波		1		
洲本	3	2	2	2
計	11健福 15人	9健福 15人	9健福 12人	5健福 6人

	23年度	24年度	25年度	26年度
健保組合	-	8組合 11人		6組合 7人
医療機関	-	19施設 24人	9施設 9人	18施設 22人

	23年度	24年度	25年度	26年度
合計	34機関 92人	56機関 94人	37機関 46人	47機関 60人
	174機関			
	292人			

肝炎対策に係る平成27年度当初予算（案）について

（ ）内は26年度当初予算

平成27年度当初予算 1,288,831千円 (674,659千円)
 (※の項目は含まない)

1 検討体制の確立

- 肝炎対策協議会の運営 139千円 (139千円)
 学識経験者、患者会代表等で構成する「肝炎対策協議会」を設置し、肝炎にかかる保健指導や診療連携体制の整備など、検査・治療・普及啓発等の総合的な肝炎対策について検討を行う。

2 早期発見・早期治療

(1) 受診率向上への対応

- 医療機関での無料検診の実施 4,037千円 (4,486千円)
 委託医療機関での肝炎ウイルス無料検査を実施する。
- 健康福祉事務所での無料検査の実施 2,121千円 (2,405千円)
 健康福祉事務所（保健所）での肝炎ウイルス無料検査を実施する。
- 市町での検査の実施に対する補助 230,417千円 (201,045千円) ※
 市町が行う肝炎ウイルス検査（健康増進事業）に対する補助を実施する。
 ※ 肝炎ウイルス検診を含む「健康診査費」に対する補助額

(2) 要診療者のフォローアップ

- 肝炎患者支援手帳の作成 ー (一千元)
 要診療者の適切な受診を促進するため、肝炎の病態、治療法、日常生活の注意点等を記載した肝炎患者支援手帳を電子ファイルで作成、県ホームページに掲載し、市町担当課、医療機関等における利用に供する。
- 市町等保健指導担当者研修の実施 ー (一千元)
 肝疾患診療連携拠点病院において、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、要診療者の受診勧奨のため、市町の保健師等を対象として、肝炎に関する必要な知識を習得するための研修を実施する。
- 肝炎ウイルス初回精密検査の実施 505千円 (一千元)
 肝炎ウイルス検査によって陽性と判断された方について、初回精密検査に費用を助成することにより、肝炎重症化の予防を図る。

3 医療（治療）体制の整備

(1) 慢性肝炎患者治療支援

- 肝炎治療費公費助成 1,049,007千円 (665,024千円)
 B型・C型慢性肝炎患者のインターフェロン治療等を促進するため、所得に応じた治療費の公費助成を行う。

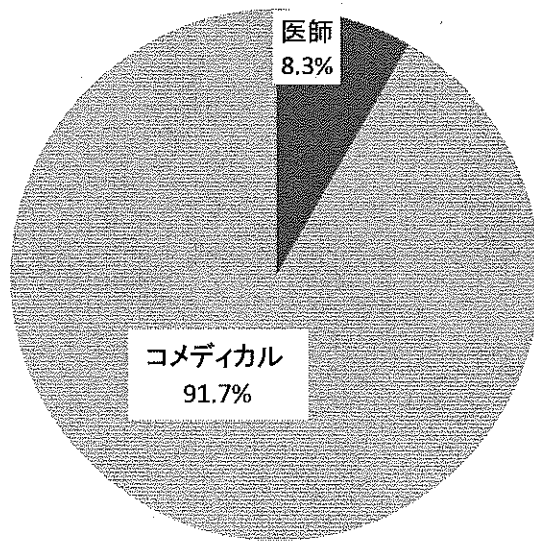
(2) 医療連携体制の確立

- 「肝疾患診療連携拠点病院」の運営 2,605千円 (2,605千円)
 肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患診療に関する医師等の研修や肝炎患者、家族等に対する相談支援を行う。
 また、「兵庫県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会」を設置し、肝炎診療に関わる医療機関情報の収集及び提供、地域における診療連携体制の充実等に取り組む。

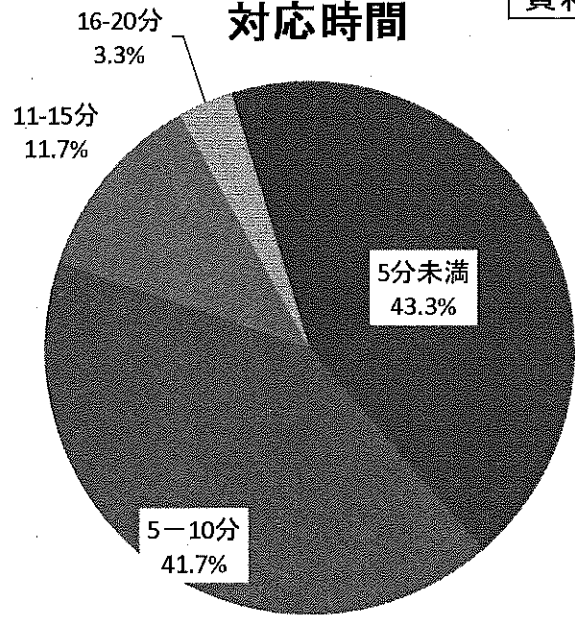
肝疾患相談センター相談実績（相談件数：60件）
（2014年1月1日～2014年12月31日）

資料8

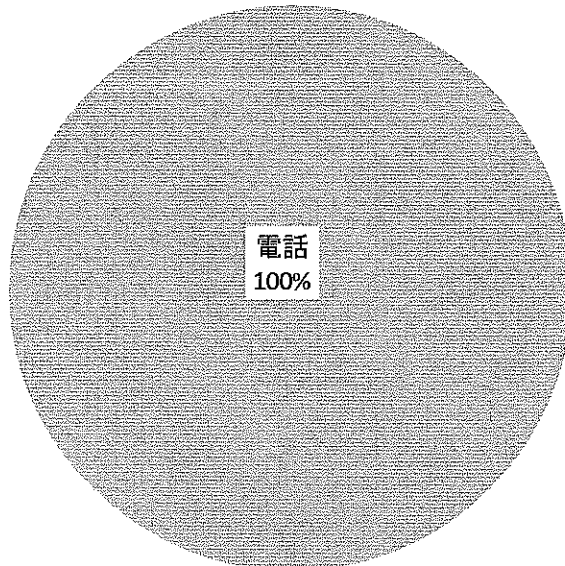
対応者



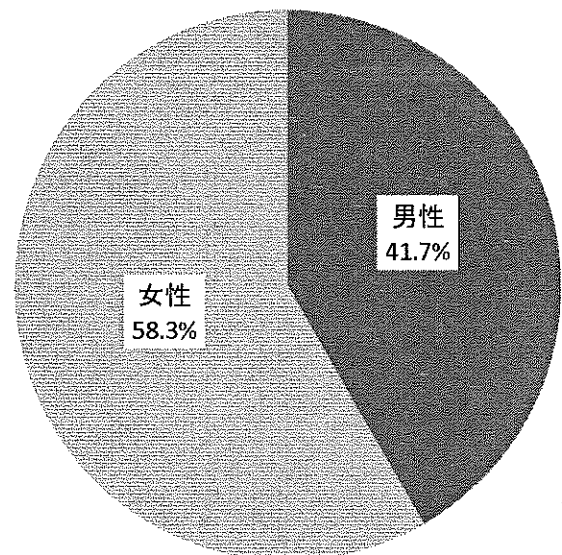
対応時間



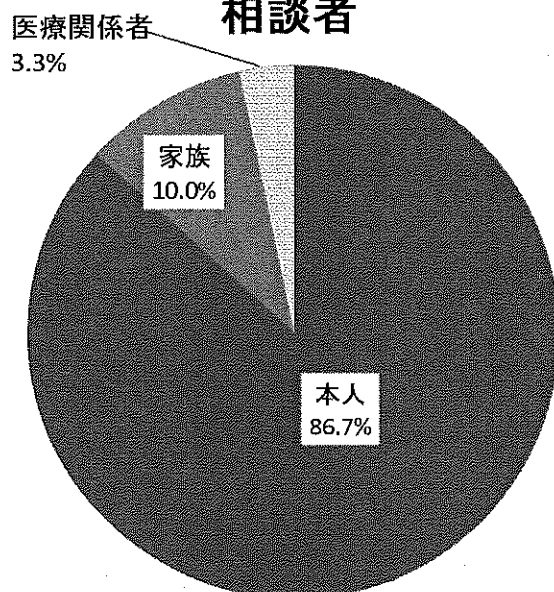
対応方法



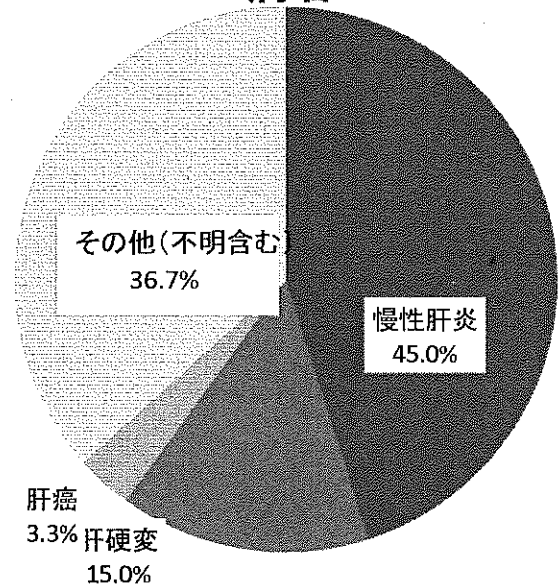
相談者の性別



相談者

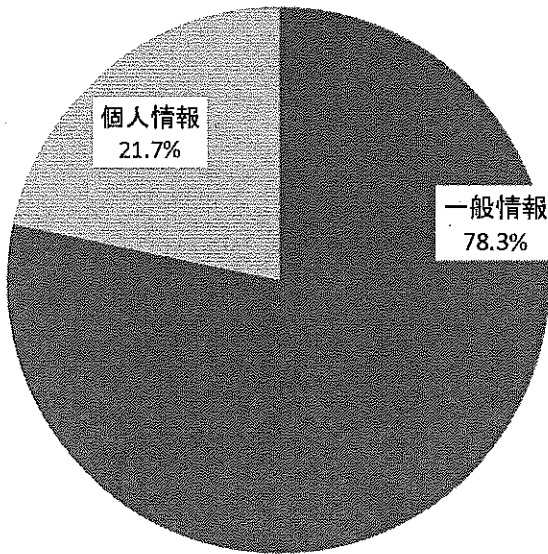


病名

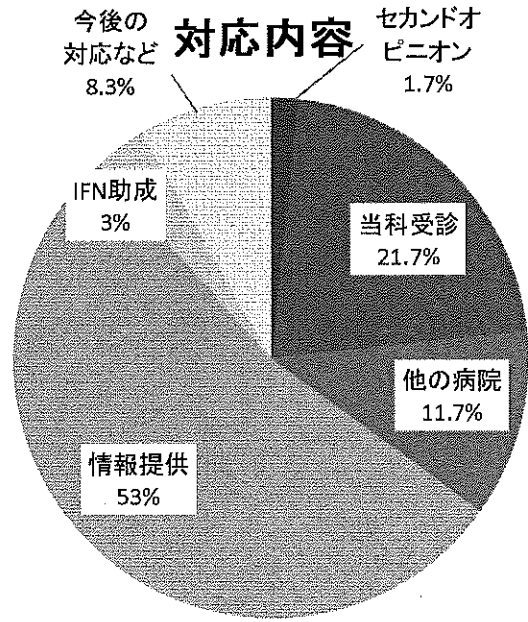


肝疾患相談センター相談実績（相談件数：60件）
（2014年1月1日～2014年12月31日）

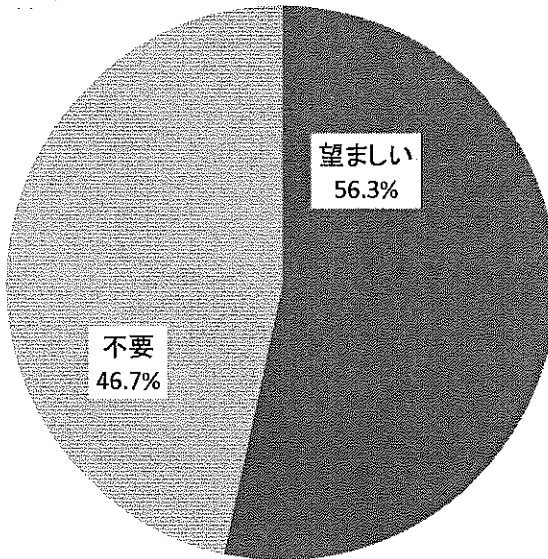
相談内容



対応内容



医師の相談



肝炎ウイルス陽性者にかかる初回精密検査費用の助成について（案）

1 目的

肝炎ウイルス陽性者にかかる初回精密検査費用を助成することにより、保健所や市町で実施しているB型、C型肝炎ウイルス陽性者のフォローアップを促進し、早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化を予防することを目的とする。

2 対象者

次のすべての要件に該当する者

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- (3) 1年以内に県、政令市が実施する肝炎ウイルス検査又は市町が実施する健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
- (4) 保健所又は市町が実施するフォローアップ事業に同意した者

3 助成対象費用

- (1) 初診料（再診料）
- (2) ウイルス疾患指導料
- (3) 検査費用（県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。）
 - ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
 - イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
 - ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT）
 - エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）
 - オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）
 - カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
 - キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

4 助成回数

1回

5 助成方法

対象者が医療機関で検査費用等を支払後、本申請により対象費用を対象者に払い戻す（償還払い）

6 申請に必要な書類

所定の請求書に、次の書類を添付

- (1) 検査を受けた医療機関の領収書
- (2) 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
- (3) 肝炎ウイルス検査結果通知書（県、政令市の肝炎ウイルス検査又は市町の健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診）

7 申請方法

申請に必要な書類を保健所（県、政令市で実施した検査）もしくは、市町（健康増進事業）を通じて県（疾病対策課）へ申請

8 適用

平成27年4月以降に初めて精密検査を受けた者から適用

9 留意事項

検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮

兵庫県

1 肝炎ウイルス検診と肝炎治療提供体制の充実

- ① 専門医療機関：39 施設 協力医療機関：23 施設
- ② 肝炎治療医療費助成申請診断書を記載する医師の登録制度

登録医：442 人（平成 27 年 2 月現在）

（登録医の条件：県が指定する医師向けの研修会（肝疾患診療連携拠点病院が年 4 回県各地で開催）に直近 1 年以内に 1 回以上の参加など）

- ③ 肝炎ウイルス検診の個別勧奨実施市町数と検診数

（個別勧奨制度：平成 23 年開始、

40 歳以上の未検診者に 5 年間、5 歳刻みで無料検診クーポンを送付）

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年予定	備考
実施市町数		16	19	33	37	40	41 市町中
検診数	30,618	40,802	55,231	65,279	—	—	健康増進法

神戸市は元々無料、26 年度から 40～60 歳の 5 歳刻みでチラシを送付

	上限ナシ	70 歳マデ	65 歳マデ	60 歳マデ	未実施
市町数	6	20	4	10	1

26 年 9 月現在 + 4 市新情報

2 今後の課題

- ① 個別勧奨の上限を少なくとも 70 歳に上げること。

肝炎対策協議会から要望書の再度発行

- ② 陽性者のフォローのデータ収集（例）

	B 型			C 型		
	陽性者数	6 ヶ月後 未受診者数	フォロー 数	陽性者数	6 ヶ月後 未受診者数	フォロー 数
市町名						

西宮市と平成 26 年 11 月に打合せ：25 年度要精密検査は 79 名、6 ヶ月後に病院受診が確認できなかった 44 名に受診勧奨を行った。（回答）

- ③ 心に残る啓発を（陽性者へ） ←平成 27 年 2 月 26 日の厚労省肝炎対策推進協議会の研究班資料より
精検・治療を思いとどまっている陽性者に必要な理解、「必要性」、「重大性」、「緊急性」を訴求するチラシを渡す。（サンプル提示）

- ④ 病院・医院で他の疾病受診時（肝炎ウイルス検診をした場合）の陽性・陰性の本人への通知をする。
（小さな連絡シートを作成して渡している病院がある、日付、名前、検査結果、陽性の注意事項など）

← 平成 27 年 2 月 26 日の厚労省肝炎対策推進協議会の研究班資料より

医師会から各医療機関に上記について要請文を廻す方法はとれませんか。

（尚、小森 貴 日本医師会常任理事は肝炎対策協議会委員で出席）

現在の感染者数の状況

- ・ 肝炎ウイルスに感染しているが、検診をしていない人数 : 80 万人
- ・ 陽性だが、（継続的な）治療に繋がっていない人 : 53～118 万人
- ・ 患者として通院・入院している人 : 80 万人

- ⑤ 職域検診と肝炎検診委託病院（機関）と連携

定期健康診断受診者（労働者）に自治体の肝炎ウイルス無料検査をドッキングして検査をする。
検査結果は労働者と自治体へ（事業者にはいかない）

← 平成 27 年 2 月 26 日の厚労省肝炎対策推進協議会の研究班資料より

- ⑥ 市町の検診データと県の助成データを突合せ、未受診者の絞り込みをする

← 平成 27 年 2 月 26 日の厚労省肝炎対策推進協議会の研究班資料より

- ⑦ 高齢者は 12000 円で治療が可能である。現在の経口 2 剤は耐性の問題があるが、登録医以外が治療をして問題となるケースがある。何かの防止対策が必要ではありませんか。

← 平成 27 年 2 月 26 日の厚労省肝炎対策推進協議会の質疑より。

以上

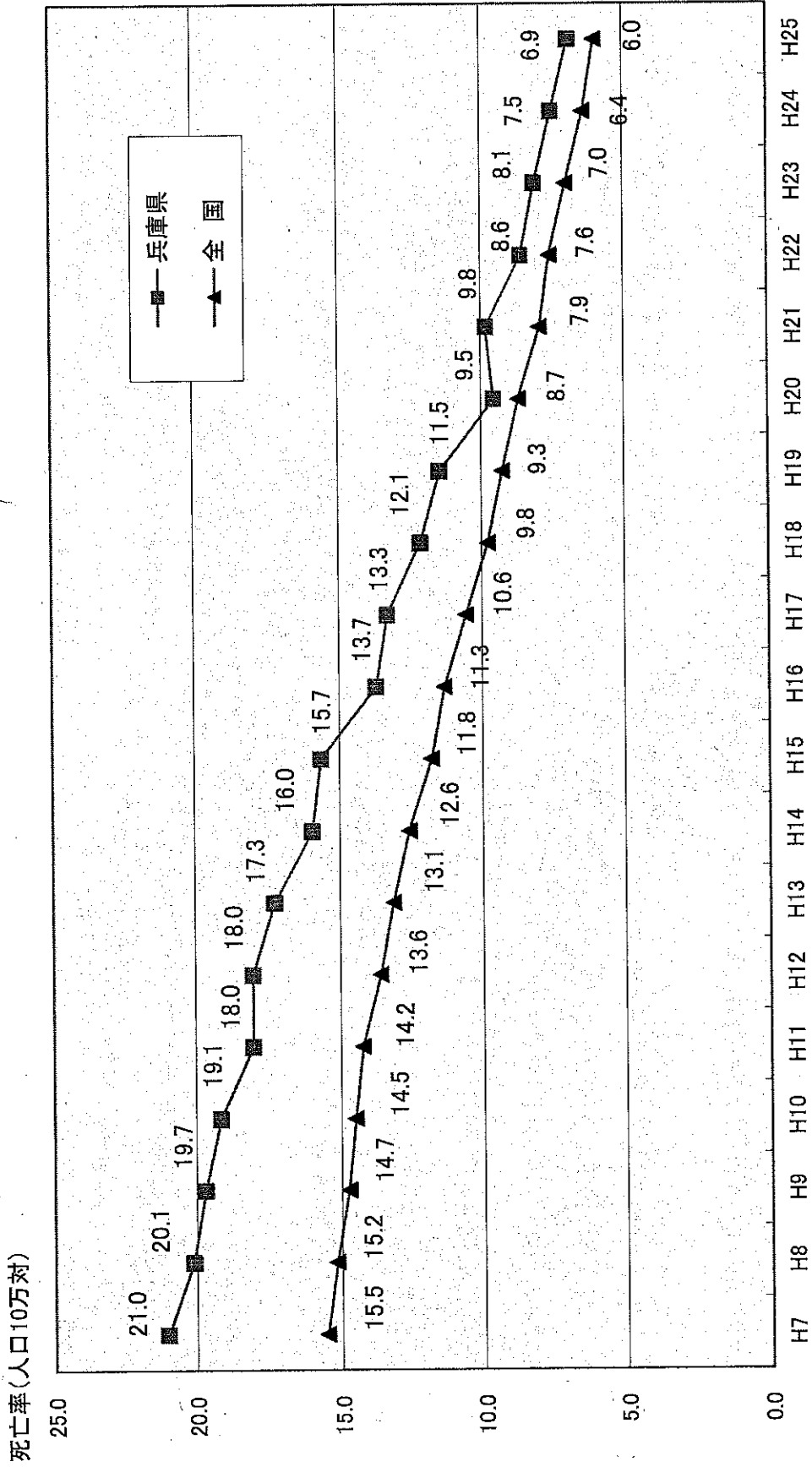
がん死亡率 (肝及び肝内胆管 平成23~25年)

	死亡数			死亡率(人口10万対)		
	平成23年	平成24年	平成25年	平成23年	平成24年	平成25年
神戸市	491	508	434	31.8	32.9	28.2
姫路市	178	153	169	33.2	28.5	31.5
尼崎市	191	175	171	42.3	38.9	38.1
明石市	79	79	83	27.2	27.2	28.5
西宮市	123	90	100	25.4	18.6	20.6
洲本市	12	6	12	25.7	13.0	26.4
芦屋市	30	22	29	32.0	23.3	30.7
伊丹市	43	53	50	21.8	26.8	25.3
相生市	21	15	15	68.0	49.0	49.4
豊岡市	22	22	17	25.9	26.2	20.4
加古川市	59	66	57	22.0	24.6	21.3
赤穂市	11	19	12	21.9	38.1	24.3
西脇市	16	13	9	37.7	30.9	21.6
宝塚市	73	65	51	32.2	28.5	22.4
三木市	23	19	19	28.6	23.8	24.1
高砂市	30	27	18	32.2	29.1	19.6
川西市	50	26	37	32.0	16.7	23.7
小野市	8	9	15	16.1	18.2	30.4
三田市	29	24	20	25.3	21.0	17.5
加西市	10	9	10	21.1	19.2	21.6
篠山市	9	17	12	21.0	39.9	28.4
養父市	16	6	9	61.4	23.5	36.0
丹波市	16	16	15	23.8	24.1	22.8
南あわじ市	14	16	14	28.4	32.8	29.0
朝来市	7	8	9	21.5	24.9	28.5
淡路市	12	10	13	26.2	22.1	29.1
宍粟市	5	9	8	12.4	22.6	20.4
加東市	10	10	2	24.9	24.9	5.0
たつの市	54	42	40	67.5	52.8	50.6
猪名川町	6	5	7	19.0	15.9	22.5
多可町	9	6	6	39.6	26.8	27.1
稲美町	7	8	5	22.6	25.9	16.2
播磨町	6	9	9	17.9	26.6	26.6
市川町	6	7	5	45.8	54.3	39.3
福崎町	5	8	8	25.2	40.5	40.6
神河町	6	2	3	49.5	16.8	25.4
太子町	13	13	13	38.7	38.5	38.5
上郡町	1	2	8	6.1	12.4	50.6
佐用町	7	6	12	36.8	32.2	65.7
香美町	12	9	6	62.0	47.5	32.3
新温泉町	7	7	6	44.5	45.2	39.5
計	1,727	1,616	1,538	30.9	29.0	27.7

人口		
平成23年	平成24年	平成25年
1,544,496	1,542,128	1,539,751
536,370	536,300	535,783
452,020	450,264	449,258
290,856	290,657	290,909
483,598	484,702	486,071
46,625	46,087	45,371
93,760	94,358	94,404
197,094	197,395	197,638
30,871	30,606	30,390
84,876	84,116	83,338
267,935	268,390	268,053
50,189	49,809	49,448
42,420	42,042	41,661
226,875	228,235	228,159
80,396	79,896	78,984
93,293	92,677	91,965
156,007	156,095	156,056
49,768	49,515	49,294
114,644	114,364	114,368
47,459	46,959	46,345
42,937	42,648	42,202
26,053	25,499	24,988
67,248	66,525	65,832
49,337	48,852	48,272
32,491	32,118	31,622
45,854	45,256	44,698
40,363	39,782	39,190
40,170	40,171	40,055
80,008	79,519	78,974
31,640	31,399	31,063
22,729	22,426	22,110
31,013	30,940	30,929
33,489	33,787	33,791
13,089	12,883	12,734
19,852	19,759	19,687
12,131	11,928	11,798
33,632	33,800	33,732
16,338	16,137	15,806
19,038	18,628	18,263
19,342	18,961	18,603
15,732	15,483	15,193
5,582,038	5,571,096	5,556,788

出典 死亡数 兵庫県保健統計年報
人口 10月1日現在兵庫県推計人口

がん 75歳未満年齢調整死亡率(肝及び肝内胆管)



肝炎対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 肝炎対策について検討し、肝炎にかかる保健指導及び診療体制の確保と診療の質の向上を図るため、「肝炎対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 肝炎ウイルス検査受検促進に関すること
- (2) 要診療者に対する保健指導に関すること
- (3) かかりつけ医と専門医療機関の連携に関すること
- (4) 高度専門的ないし集学的な治療を提供可能な医療機関の確保に関すること
- (5) 受診状況や治療状況等の把握に関すること
- (6) 医療機関情報の収集と提供に関すること
- (7) 人材の育成に関すること
- (8) 肝疾患診療連携拠点病院に関すること
- (9) その他、肝炎対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる12人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関を代表する者

2 委員の任期は平成28年9月30日限りとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。

- 5 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について検討する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(謝金)

第8条 委員が会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前項により支給する額は「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第24号）第2条に定める「委員」相当額とする。
- 3 代理人（県の職員である代理人を除く）が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員が協議会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 第6条第4項の規定に基づき代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部健康局疾病対策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成28年9月30日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項にかかわらず、健康福祉部健康局長が招集する。

別表（第3条関係）

肝炎対策協議会委員

区分	氏名	役職等
肝炎に関する 専門医 (学識経験者)	奥新浩晃	姫路赤十字病院 第二内科部長
	奥野忠雄	奥野消化器内科クリニック 理事長・院長
	具英成	神戸大学大学院 医学研究科外科学講座 肝胆膵外科学 分野教授
	瀬尾靖	せおクリニック内科眼科 院長
	西口修平	兵庫医科大学 副学長
	萩原秀紀	関西労災病院 消化器内科部長
患者会	山本宗男	肝炎友の会 兵庫支部 会長
関係団体	足立光平	兵庫県医師会 副会長
	金守良	兵庫県民間病院協会代表（神戸朝日病院 院長）
	近澤八重子	全国健康保険協会兵庫支部 保健グループ長
	中野悦子	兵庫県看護協会第一副会長
関係行政機関	田中由紀子	神戸市保健福祉局担当部長（健康増進担当）

肝炎対策協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、肝炎対策協議会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、肝炎対策協議会が行う会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、協議会に申し出、会議を傍聴する者をいう。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、事前にインターネット等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

2 公表する内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(会議非公開の決定)

第4条 肝炎対策協議会設置要綱第7条第1項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

(傍聴人の定員等)

第5条 傍聴人の定員は10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、会長は別に定員を決めることができる。

(傍聴の申出等)

第6条 傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書(様式第1号)に所要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受け付けは先着順で行い、定員になり次第受け付けを終了する。

3 傍聴人は事務局職員の指示に従い、会議室に入室すること。

4 危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他秩序維持のために必要があると認められる者の傍聴は認めない。

(傍聴証の着用)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証(様式第2号)の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第8条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴席)

第9条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴人が守るべき事項)

第10条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 会議室において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、写真撮影等許

可願（様式第3号）により申し出、会長が認めた場合はこの限りでない。

- (3) 会議室において、携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

（会議の秩序の維持）

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は、退室を命じることができる。

（傍聴人の退室）

第12条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退室しなければならない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき
- (2) 前条第2項の規定により退室を命じられたとき

2 前条第2項の規定により退室を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

（報道関係者の取扱い）

第13条 報道関係者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第9条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。

この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年2月28日から施行する。